

2006年6月1日 第3号

## トップインタビュー 柔道の山下泰裕さん

東海大学体育学部教授

ロス五輪の無差別級・金メダリストで国際柔道連盟の理事でもある山下泰裕氏が海外普及や柔道を通じた青少年育成を目指すNPO法人（柔道教育ソリダリティー）をこの4月に立ち上げられた。柔道を通して子どもたちの生きる力を育むことを提唱される山下先生を東海大学の研究室にお訪ねし、NPO設立後の超ご多忙の中、万防機構のために特別インタビューに応じて頂いた。

編集部：どのようなNPO法人を設立されたのですか。  
山下教授：2003年9月に就任した国際柔道連盟の教育・コーチング担当理事として世界のあちこちに行ってみて、様々な文化や考え方を持つ人がいることを改めて知りました。私の仕事は、日本で生まれた柔道を、さらに多様性のある世界の中で発展させていくことなのだと再認識しています。ところで、発展途上国では柔道着や指導者不足に悩み、厳しい環境で柔道を続けている選手たちも多いのです。このNPO法人では全日本柔道連盟や講道館、東海大学、外務省などと連携し、リサイクル柔道着の途上国への無料配布や指導者の海外派遣などの事業に取り組んでいきます。個人としてではなく、NPO法人としていろいろな人たちとの社会連帯で柔道の普及と青少年の健全育成を目指すことに価値があると思っています。

編集部：青少年に限らず社会に万引が横行する世情をどう思われますか。

山下：悪いことをしても他人に見つからなければよいと考える価値観が社会に蔓延っているのだと思ったら深刻な問題だと思います。しかし、私が一番嫌いなのは自分を除外において、「いま時の子どもは…」とか「世の中が悪いんだよ」とかいう大人たちです。子どもは大人の姿、価値観を映し出す鏡です。非行もいじめもすべて我々一人一人が関係しています。

自分が変われば周りも変わるということに大人が気付いて、自分の良心に恥じる行動をしなかっただらうかと、毎日胸に手を当てることが大事だと思うんです。

編集部：確かに、他人に見つからなければよい、見つかってもお金を払えば済む、と考える万引犯が多いよう

す。

山下：私は昭和32年生まれですが、昔は人々がよく「お天道様が見ている」と言い合っていたのを憶えていました。他人に咎められたり、機械に監視されたりするからではなく、自分の取る行動が、自分の心に照らして恥ずかしくないかという価値観を日本人は伝統的に持っていたように思います。

しかし今の風潮は、常に競争で、競争相手を蹴落として自分が上に立ちたいと思っている自己中心的な人や、権力やお金を何よりも優先するという価値観の人が増えているのではないでしょうか。

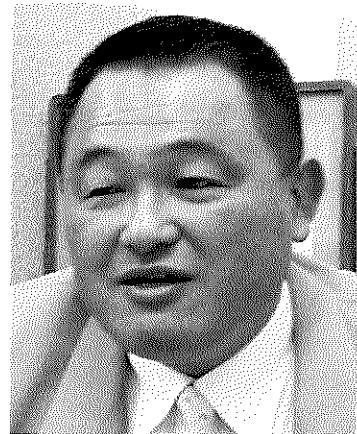
自分だけよければよいという価値観や相手を認めず自分の意見を通そうとする生き方に疑問を感じない大人たちが、子どもたちにモラルや人間性を説いても伝わっていかないと思うのです。

生意気に聞こえるかもしれません、私たちはいつの間にか日本人らしさというものを失くしてしまったような気がします。昔の日本人は、正直で、勤勉で、互いに思いやる和の心があり、祖先を敬い、物を大切にしました。そして何より恥を知るという気持ちがありました。いま多くの日本人には、そのような心が眠ってしまっています。それを目覚めさせていかなければなりません。

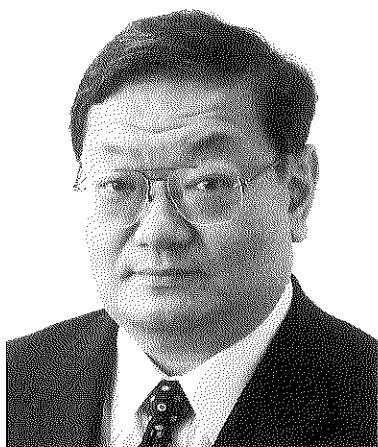
編集部：それにはスポーツが重要な役割を果たし得るところがあります。

山下：私が願っているのは、子どもたちに生き生きとした笑顔が戻り、人々が安心して暮らせるように力を合わせて生きていく仲間を作っていくことですが、その際に相手を思いやる心、力を合わせる心、目標に向かって努力する心、そして我慢する心などを培ってくれるスポーツの役割はとても大きいと考えます。柔道を通して子どもたちの「生きる力」を育むことにもっともっと力を尽くしていきたいと思っています。

編集部：いろいろありがとうございました。



# 委員長インタビュー 第3回



(株)三洋堂書店  
代表取締役最高執行役員

## 1. 万引問題に関わったきっかけ

編集部：加藤委員長が万引問題に直接関わられたきっかけは何ですか。

加藤委員長：2001年8月29日、神田は金寿司で、書店経営者3人が「最近の万引きはひどいねえ」「ちょっと動いてみるけど協力してくれる?」「いいよ」と軽いノリで始まりました。

万引を防止するには、製造段階で本に防犯タグを付けるのが最善だ、ついでにコミックもパックしてもらいたい、ということで「タグ&パック」という運動を起こしたわけです。

書店朝日会が開催前の同年10月11日、帝国ホテル会議室で要請文の検討を行いました。メンバーは精文館書店木和田泰正、明屋書店安藤大三、有隣堂松信裕と私。「1人10枚ノルマで集めよう!」と、松信社長の躰に反して軽いフットワークで、突然多くの書店に声を掛けることになりました…その一時間後には松信社長のみノルマを達成され、まずは33書店から快諾を得ました。

そして11月9日、くまざわ書店熊澤宏、精文館書店木和田泰正、明屋書店安藤大三と私の4人は要請文を携えコミック大手版元5社を訪問しました。今思えば若気の至りでしたが。

加藤和裕氏は1960年生まれ。中京地域に75店舗を展開する書店チェーン・株式会社三洋堂書店の代表取締役に2000年就任。コミック本への防犯タグ付けとシュリンクパック済み出荷を求める「タグ&パック」運動に携わるとともに、万引犯罪防止活動に幅広く関わっておられる。

## 2. タグ&パック運動前後の活動

編集部：で、その後の活動は?

加藤：年表風にまとめると、以下のようになります。

### ■2001年

11月29日、30日 コミック版元中堅5社へ要請訪問。  
11月30日 タグ&パック、ホームページ立ち上げ。賛同書店は43法人に増加。

### ■2002年

1月22日 講談社、小学館、集英社とコミックのソースタギングについての意見交換会を開催。  
防犯タグについてはコミック版元大手5社による「万引防止対策研究会」が結成された。  
賛同書店は58法人に増加。

7月31日 ソースタギング検討会が開催され、「防犯タグではなく非接触ICチップ」という提案がなされた。

10月25日 経済産業省「書店における万引きに関するアンケートについて」を発表。「1店あたり210万円の万引被害。中高生中心、進む集団・巧妙化」等報道。

11月6日 「ICタグ問題を考える有志の会（講談社、小学館、集英社）」シンポジウムを開催。テーマは「ICタグは出版業界のインフラになり

うるか？」タグ＆パック賛同書店は81法人に増加。

#### ■2003年

- 2月6日 柴田未来弁護士、講談社森武文局長と警察庁へ万引対策を要請。
- 2月18日 「ICタグ技術協力企業コンソーシアム設立説明会」開催。
- 4月25日 東京国際ブックフェア2003にて講演「万引き防止・今何を成すべきか！～その現実対応への直言～」
- 6月5日 日本EAS機器協議会第一回通常総会にて講演「出版業界の現状と今後」
- 10月9日 第4回ホームエンターテイメントビジネスショーにて「我々は万引を許さない！」万引防止フォーラム開催。モダレーターに木元教子さんを迎え、ブックオフ坂本孝社長、ゲオ遠藤結城社長、新星堂宮崎正紀社長らとパネルディスカッションを行う。
- 12月14日 「STOP the 万引き横浜モデルシンポジウム」がパシフィコ横浜にて開催される。

#### ■2004年

- 1月23日 「日本書店万引問題協議会」発足に向けて、紀伊國屋書店田邊禮一副会長、乙津宜男副社長と協議。
- 2月6日 日本書店商業組合連合会の萬田貴久会長に「日本書店万引問題協議会会长就任のお願い」を打診。
- 3月6日 東京都が「万引防止シンポジウム」を都庁大会議場にて開催。
- 4月23日 東京国際ブックフェア2004にて講演「こうすれば万引は無くせる！」
- 10月24日 「STOP the 万引き横浜モデルシンポジウム」が横浜そごう9階の新都心ホールにて開催された。
- 11月3日 ウエリカジャパン豊川奈帆さんとの共著で「書店経営者が書いた万引防止の完全対策」を中経出版から発行。

2004年から、タグ＆パックという書店有志の活動を発展的に解消し、「日本書店万引問題協議会」といった万引対策を本格的に行う団体を設立しようと活動していました。

そこに2005年5月12日東京都庁での「全国万引防止シンポジウム」にて「全国組織構想について」が提起され、NPO法人として「全国万引犯罪防止機構」の機関設立決意表明がなされました。

单一業界で万引防止協議会を立ち上げるよりも、業界を横断した形で全国組織を誕生させた方がより実効性の高い活動ができると考え、この“万防機構”に積極的に参加していくことを考えたわけです。

### 3. 万防機構設立以後

**編集部：**万防機構発足前の流れがよくわかりました。そこで調査研究委員会委員長に就任されたわけですが、次に委員長としてのお仕事をお聞かせ下さい。

**加藤：**まず、全国の小・中・高校生を対象に「万引に関する全国青少年意識調査」の実施です。おかげさまではとんどの調査票を回収でき、すでに集計作業を進めています。

次に小売業向けの「全国万引被害実態調査」です。これも、主要な小売業全業種を対象に実施しましたので、業種間格差等、これまでほとんど判らなかった万引被害の全体像が明らかになるものと期待しています。

どちらも、日本で初めての全国規模調査です。これを定期的に繰り返し調査し続けることで、時系列でのトレンドを見極めることができるようになり、万引防止施策の有効性検証に大いに役立つと確信しています。

### 4. 今後の機構事業への期待

**編集部：**最後に、今後の万防機構に対する期待をお聞かせ下さい。

**加藤：**万引犯罪の防止は、ただ小売業の経営問題だけなのではなく、学校も家庭も警察も行政も手を携えて私たちの社会を守っていく活動なのだ、という使命感を持った機構ができたことは大変力強いことです。

しかし、組織ができたからといって安心しているわけにはいきません。私は窃盗罪に対する罰則強化、特に罰金刑の新設が万引犯罪防止運動の一里塚かと考えてきましたが、これは関係者のご努力で早々と実現してしまいました。調査研究委員会としてやらなければならない仕事は山積みです。関係者の皆様のご助力を得ながら、スピード感をもって活動を進めて参りたいと思っています。

**編集部：**長時間ありがとうございました。

# 地域万防協便り

## 第3回 石川県万引防止連絡協議会

〈各地域の万引防止協議会のご紹介〉

第3回 石川県万引防止連絡協議会  
石川県警察本部生活安全部少年課内

石川県警も少年の非行防止の観点から、万引防止対策を総合的に展開している。

当県では平成15年に「緊急治安対策プログラム」が打ち出され、少年犯罪抑止対策の推進の中で「万引防止対策の推進」が謳われた。この年石川県万引防止連絡協議会は県内のコンビニ、書店、ドラッグストア、百貨店、総合スーパー等の小売店が業種横断的に幅広く加盟して設立された。

### 1. 少年非行防止総合対策

当県では、「万引きは犯罪、しない、させない、見逃さない」のスローガンのもと、万引犯罪防止を総合的に実施している。

①青少年、②保護者、③小売業別の対策でみると、

①青少年：(非行防止教室) (ピュアキッズスクール) の開催

子供たちに社会のルールや自分の行動に責任を持つこと等の規範意識の醸成を図るとともに、犯罪に巻き込まれないようなスキル等を育成するため関係機関と連携しながら推進している。

・ピュアキッズスクール：平成12年からスタートしている。小学校低学年・高学年・中学生を対象にそれぞれのテキストを作成して実施。

・3分間非行防止教室：「万引・自転車盗」、「出会い系サイト関係」、「薬物関係」、「不審者からの声かけ・連れ去り関係」の4テーマをCDにまとめて、県内の小学校・中学校・高等学校計432校に配布した。

### ②保護者

・非行被害防止教室：警察官や少年警察補導員が保護者を対象に家庭教育の重要性や子供に対するしつけの大切さ、学校の非行防止・犯罪被害防止に係る取り組みや児童生徒の現状、地域における子供の健全育成の係る取り組みについて話す。

・県内のボランティアを対象に、少年の健全育成への理解を深めてもらうとともに、実際の支援に役立つよう様々な講座を開催している。

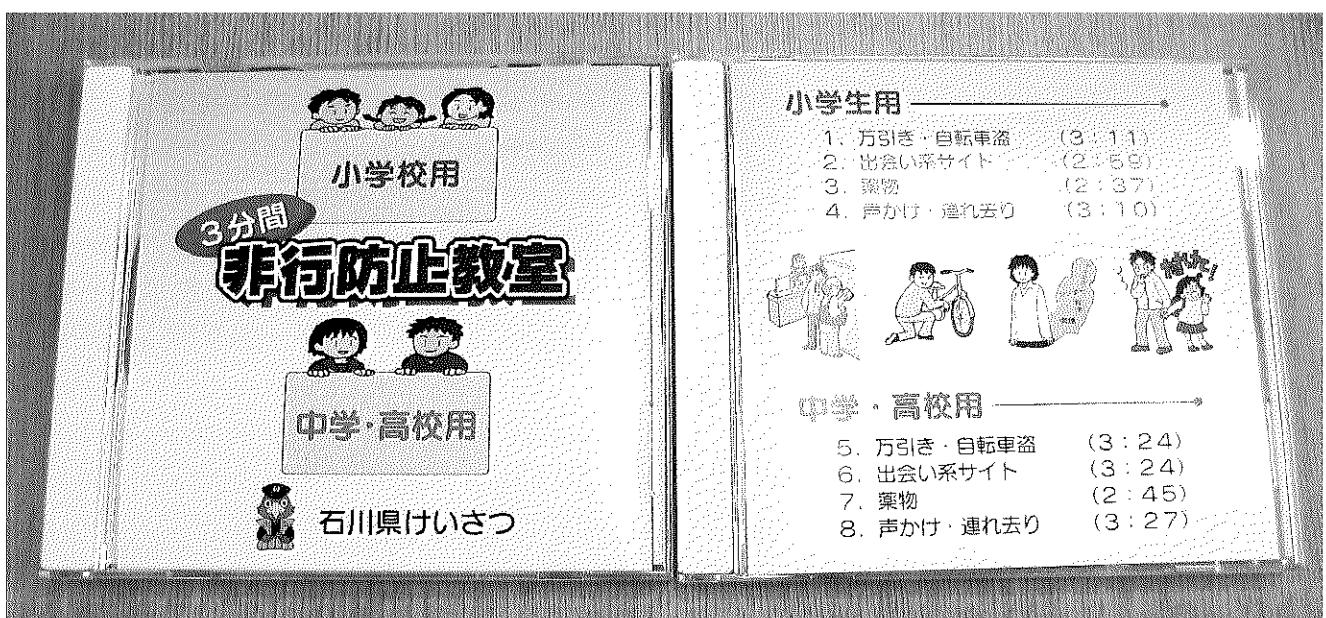
### ③小売業

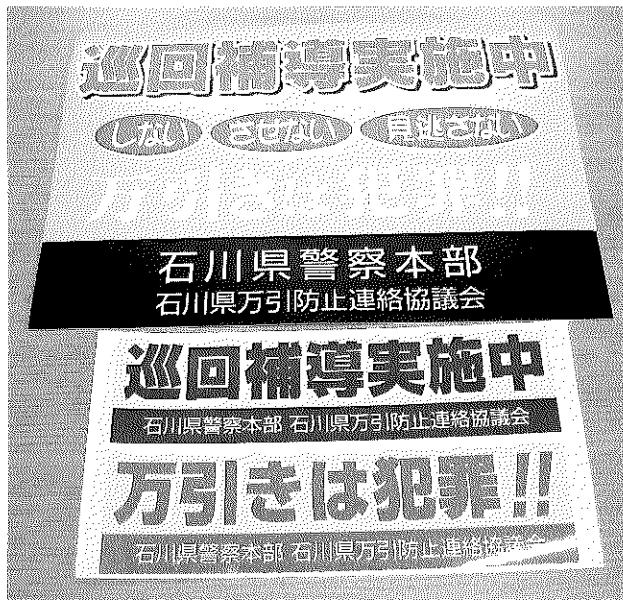
・平成15年に「万引きに関するアンケート」を実施した。対象814店の内413店から回答を得た。そのうちの97.3%が被害を受けていることがわかった。

・平成15年10月、『石川県万引防止連絡協議会』を設立した。

・「万引防止モデル基準」を策定、読まれやすく・使われやすい基準を独自に作成し自主的に店内配置してもらっている。

・「万引防止モデル基準店」の認定とステッカーを作成・配布した。更に、「万引防止巡回補導実施中の大型ポスター」やのぼり旗も40本作った。これらには「石川県警察本部」・「石川県万引防止連絡協議会」の名前が入っている。

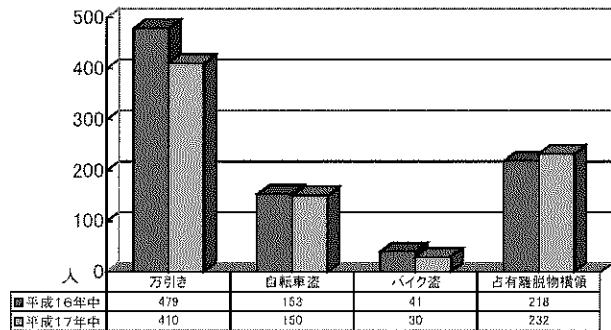




## 2. 「初発型非行」の前年との対比

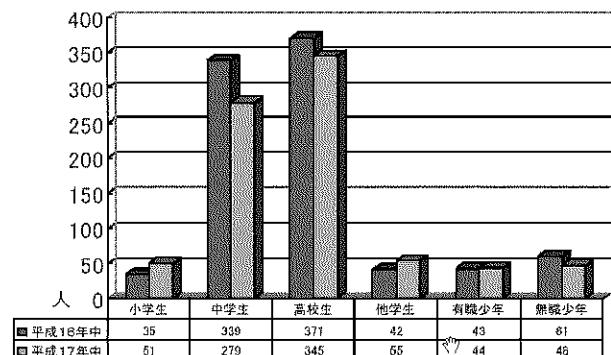
### ●初発型非行

『初発型非行』とは、非行の動機・手口が比較的単純で、初期の段階の非行と言われる『万引き』『自転車盗』『バイク盗』『占有離脱物横領』を言います。



刑法犯少年（触法含む）全体の約74.5%がこれら初発型非行です。  
前年と比較して、特に『万引』が減少しています。

### ●初発型非行における学識別



『万引き』は平成15年から16年は7.4%増え、更に17年は逆に14.6%減少した。

## 3. 課題

「ピュアキッズスクール」・「3分間非行防止教室」のように直接子供たちに働きかけることや、保護者を対象に「非行被害防止教室」を実施、少年補導員のみなさんと一緒に繁華街の巡回を実行している等々の中で次のような課題を感じている。

### ①小売業の意識改革

各店舗が万引防止の対策に一層の認識をもっていく必要がある。

### ②行政側の総合的対応の必要性

警察、自治体、教育委員会、学校、PTA・自治会等との益々の連携が必要である。

### ③中古市場への目配り

換金処分の市場があるからこそ犯罪が誘発され、増加する。これに青少年が巻き込まれないよう目配りしている。

### ④他府県、県警、団体等の情報収集

万防機構をはじめ、関連団体との情報交換が重要と認識し、こまめに情報交換を図りたい。軽微な犯罪とはいえ、犯罪の根っこにある万引犯罪の撲滅には、関連団体との忌憚の無い情報交換が決め手になると考える。

# 窃盗罪に罰金刑—改正刑法施行

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案の概要

## 1 法整備の必要性

### (1) 罰金刑に関する国会の議論（衆・参法務委員会における附帯決議）

ア 「罰金の額等の引上げのための刑法等の一部を改正する法律案」に対する附帯決議（平成3年第120回国会）

（衆） 罰金が選択刑として定められていない財産犯及び公務執行妨害罪に罰金刑を導入することを検討すること。

（参） 罰金が選択刑として定められていない財産犯及び公務執行妨害罪等の犯罪につき、罰金刑を選択刑として導入することを検討すること。

イ 「刑法等の一部を改正する法律案」に対する附帯決議（平成16年第161回国会）

（衆） 強盗等の罰則については、近年の犯罪情勢等を踏まえ、財産犯の一部の罪に罰金刑を選択刑として新設するなど、他の財産犯に係る罰則の在り方も含め、さらに検討に努めること。

（参） 強盗等の盗犯に係る罰則については、近年の犯罪情勢等を踏まえ、財産犯全体の罰則の在り方を視野に入れつつ、罰金刑を選択刑として導入するなども含めて、さらに検討すること。

### (2) 近年における窃盗等の各罪の実情等

○ 窃盗罪（特に万引き事犯）や公務執行妨害罪の検挙件数の増加傾向が顕著  
… 過去 10 年余りで、成人の万引き事犯は2倍以上、公務執行妨害罪は3倍以上に急増

○ 業務上（重）過失致死傷罪について罰金50万円（法定刑の上限）が科される事件の割合が増加

… 「致死罪」では、罰金刑相当とされた事案のうち40%以上

## 2 改正内容（概要）

### (1) 窃盗、公務執行妨害及び業務上過失致死傷の各罪等の法定刑の改正

○ 窃盗罪 → 罰金刑の新設（50万円以下）

○ 公務執行妨害・職務強要罪 → 罰金刑の新設（50万円以下）

○ 業務上・重過失致死傷罪 → 罰金刑の上限の引上げ  
(50万円→100万円)

### (2) 略式命令で科することのできる限度額の引上げ

○ 50万円→100万円

### (3) 労役場留置制度（罰金・料を完納できない場合）の見直し

○ 留置 1 日の割合に満たない金額の納付を認めることができるものとする。  
○ 一部納付後の残額中、留置 1 日の割合に満たない端数は、1 日に換算する。

懲役刑しかなかった窃盗罪に罰金刑の新設などを盛り込んだ改正刑法が4月の衆院本会議で可決、成立、官報掲載を経て、5月28日施行された。

万防機構は、この度警察庁を通じ、万引犯罪防止の全

国的な推進機関として、法務省刑事局より、法改正の主旨徹底の協力依頼を受けた。

以下は法務省編集による「法律案の概要」の転載である。

## 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案について

### 近年における窃盗等の各罪の実情等

- 窃盗罪（特に万引き事犯）や公務執行妨害罪の検挙件数の増加傾向が顕著
- 業務上（重）過失致死傷罪について罰金50万円（法定刑の上限）が科される事件の割合が増加

### 衆・参法務委員会における附帯決議

- 「罰金の額等の引上げのための刑法等の一部を改正する法律案」に対する附帯決議（平成3年第120回国会）
- 「刑法等の一部を改正する法律案」に対する附帯決議（平成16年第161回国会）

一部の財産犯や公務執行妨害罪等につき、罰金刑の導入を検討すること

## 刑法等の見直し

### 法定刑の改正

- 事案に対応した適正な事件処理、科刑の実現

#### ①窃盗罪

→ 罰金刑の新設  
(50万円以下)

#### ②公務執行妨害・職務強要罪

→ 罰金刑の新設  
(50万円以下)

#### ③業務上・重過失致死傷罪

→ 罰金刑の上限の引上げ  
(50万円→100万円)

### 財産刑に関する手続規定の整備

- 手続の合理化等

○略式命令の限度額の引上げ  
(50万円→100万円)

- 刑罰の迅速かつ確実な執行

#### ○労役場留置制度の見直し

留置1日の割合に満たない額の罰金・料は納付できない

- ↓
- ・留置1日の割合に満たない額の納付を認めることができる
- ・一部納付後の残額中留置1日の割合に満たない端数は1日に換算する

# 万防機構活動報告

## 東京都よりNPO法人の認証を取得しました (事務局)

本機構は、この度東京都より特定非営利活動（NPO）法人の認証を取得（平成17年12月28日付け）、1月23日の法人登記を経て、1月24日東京都に「設立登記完了届出書」を提出、晴れてNPO法人としての活動をスタートさせました。法人格を得たことにより、法人名で契約を締結することができ、また不動産登記も法人名義ができる等、法人として法律行為を行うことが可能となりました。

ちなみに、料金加入者負担郵便振替用紙・銀行振込用紙に関しましてもご迷惑をお掛けしておりましたが順次用意しています。

## 全国青少年調査・小売業調査がまとまりました (調査研究委員会)

本機構の初年度目玉事業の一つとして、調査研究委員会は関係者の絶大なご支援のもとに「万引犯罪に関する全国青少年意識調査」および「全国小売業万引被害実態調査」を実施し、このほど結果がまとまりました。通常総会の場で概要をご報告する他、機構ホームページ等で広く結果を公表します。

両調査ともに新年度も継続調査を予定しています。

ところで本調査は、万防機構初年度の財政基盤脆弱の中で実施いたしており、青少年調査に関しては(株)集英社殿、(株)秋田書店殿、(株)白泉社殿、(株)講談社殿（寄付金申込書到着順）他のご寄付、また小売業調査に関しては財社会安全研究財団殿からの調査委託を頂きました。

関係者の方々のご助力に厚く感謝申し上げます。

## 法務省刑事局ご担当が来訪されました (総務委員会)

別項でもご報告の通り、万防機構は警察庁生活安全局のご斡旋により、5月1日法務省刑事局の刑法等改正作業チームご担当検事の来訪を受け、法改正の主旨徹底の協力依頼を受けました。連休の最中でしたが、機構では山村総務委員長をはじめ事務局がご対応しました。主旨徹底に関してのご相談事をお持ちの団体等がございましたら、事務局にご連絡ください。

## 地域万引防止協議会との連携 (事務局)

本機構は設立当初より地域の万引犯罪防止関連組織と連携して運動を展開してきておりますが、マスコミ等で

機構活動を紹介して頂く度に既存の協議会あるいは設立準備会等からのサポートの要請を受けています。

最近では番組制作に協力したNHKの「ご近所の底力」放送（3月23日）後、また、取材に協力した朝日新聞の「小学生万引き警察まかせ」掲載（5月23日）後などにお問合せが多くなっています。

## 運営組織の活動をご報告します

3月1日第5回調査研究委員会、4月18日第6回、5月16日第7回普及推進委員会、2月17日、第5回、5月9日第6回総務委員会を開催。いずれも青少年調査および小売業調査の実施要領、調査結果の分析、結果の活用方法等について総合的な検討を得ました。

## 第1回通常総会を開催します

### (1) 開催要領

- ① 日時：6月16日（金）午後2時～7時
- ② 会場：新宿・東京厚生年金会館
- ③ 構成：第1部通常総会（2時～2時45分）  
第2部來賓挨拶・立法解説・調査報告・パネルディスカッション（3時～5時半）  
第3部情報交換会（5時半～7時）

### (2) 第1部 通常総会

- ①理事長挨拶
- ②議長選出
- ③議案審議（平成17年度事業報告・決算報告、平成18年度事業計画・予算案、役員増強）

### (3) 第2部 来賓挨拶・立法解説・調査報告・パネルディスカッション

- ①來賓挨拶：警察庁生活安全局長 竹花農殿  
「万防機構発足1周年を祝う」
- ②立法解説：法務省刑事局刑事法制企画官 久木元伸殿 「窃盗罪に対する罰金刑の新設について」
- ③調査報告：青少年調査結果・小売業調査結果
- ④パネルディスカッション：「調査結果をどうみるか」  
警察庁生活安全局、加藤和裕（調査研究委員長、中村有希（普及推進委員会委員）、司会・若松修（普及推進委員長）

### (4) 第3部 情報交換会

会員各位には別途、開催案内を郵送いたします。  
非会員で参加ご希望の方は事務局までご連絡下さい。

発行：特定非営利活動法人 全国万引犯罪防止機構

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-2-8  
Tel. 03-3355-2322 Fax. 03-3355-2344